

## ドイツにおける農地整備と保養地整備

——バイエルン州・アプスベルク村を例に——

横山秀司

### 1. はじめに

農地整備と保養地整備、これら 2 つの事業はわが国では関連が薄いようと思われるが、ドイツでは包括的な農地整備事業のなかで保養地整備を同時に実施するという事業が展開されている。これは 1976 年に制定された「連邦自然保護及び景観保全法」と同年に改正された「農地整備法」に基づいている。前者の第 1 条には「適切な農林業活動は文化景観と保養景観の維持にとって重要な意義がある」と規定されており、それを受けた「農地整備法」では、農地整備地域の自然保護及び景観保全の重要性を明確に規定し、公共の利益の一つとして、自然保護・景観保全を農地整備事業の際の新たな義務としたのである。このように農地整備が実施された農村は、今日、生態系豊かな多様性のある自然・文化景観が保全され、一部ではそれが再生あるいは新しく創造されている。このようにして近自然的・文化的保養地としての資質を高めたドイツの農村空間は、地域住民あるいは都市住民にとっての週末保養地・近郊保養地としての機能をもつようになったのである。

本稿では、ドイツにおける農地整備事業と自然保護・景観保全及び保養地整備との関係を概観し、次いで具体的な事例として、バイエルン州のアプスベルク村の農地整備と保養地整備を取りあげ、そのあり方を考察する。

## 2. ドイツにおける農地整備と自然保護・景観保全・保養地整備

### 2-1 連邦自然保護法と農地整備法

ドイツ連邦共和国（以下ドイツと記す）の農業政策は、第二次大戦から50年代中頃までは、東方の旧ドイツ領やその他の地域からの追放者あるいは亡命者が膨大な難民となって流入したこともあり、なによりも食糧増産と食糧自給力の向上を図ることを目標とした。そのため1953年に制定された「農地整備法」は、農地の適切な再区画形成とこれに伴って実施される土地改良施策によって農業生産性を向上させることを目的とし、農業及び林業上の要請に優先して答えるものであった（財農村開発企画委員会、1985）。その後も労働集約性を高めることなどを目標に、分散していた農地を交換分合などによって集合させて一筆農地を拡大し、また農業機械を導入して大規模経営がおし進められてきた。しかしながら、70年代に入ると規模拡大と生産性向上は過剰生産という結果を招いただけではなく、増産のために大量に使用された化学肥料や堆肥、農薬によって環境と景観の悪化を招いた。それはまた、農村の自然や景観を構成する森や生け垣、池や小川を消滅させ、動植物の種の減少をもたらすものでもあった。

やがて農村の自然と景観を犠牲にしたこのような農業のやり方に対して批判が生まれるようになり、残された村の自然と景観を保護するだけではなく、失われた自然を再生ないしは新たに創造することが必要であるという意識が生じてきた。こうした背景の中で、1976年にドイツの「農地整備法」は改正された。

この法改正は、同年に制定された「連邦自然保護法」（正式には「ドイツ連邦自然保護・景観保全法」）に法的基礎をおいている。そこでまず「連邦

「自然保護法」を若干見てみよう。第1条の自然保護と景観保全の目標では、その第1項で「自然及び景観は、それが人間の居住・非居住地域に拘わらず保護し、保全し、発展させねばならない。そのことによって、1. 自然収支の能力、2. 自然資源の活用性、3. 動植物界ならびに、4. 自然や景観のもつ多様性、個有性、美しさ、といったものが人間の生存基盤として、また、自然や景観の中における人間の保養活動の前提として保護される」と規定されており、その第3項には「一定の秩序に基づいて行われる農林業は、文化的及び保養的景観の保存にとって、非常に重要な意味をもつておる、また、そのことは一般にこの法律の目標の中に含まれている」と印されている（勝野 1977, 注1）。ここに示されたように、同法は自然保護・景観保全の目標の中に、自然と景観を保養活動に供することを明記している。

これを受けた改正「農地整備法」では、第37条第1項の条文の中に、「土地の保全及び改良ならびに景観形成のための施策を実施し」という一文が「連邦自然保護法」との関連で追加され、第41条の計画作成に関する規定で、「道路及び水利計画」となっていたのを、改正法では「景観保全に関する付随計画を伴う道路及び水利計画」と改められた。このように農地整備地域の自然環境や農村景観の保全が担保されることになったのである（財農村開発企画委員会 1985）。さらに、第40条では、公共の道路、鉄道、用水施設、防風施設などの公共の利益に供する用地の他に、遊び場、運動場、自然保護・景観保全または保養に供する施設に対しても、農地整備事業においては比較的小規模の範囲で土地を供することができるし、農村における保養の場の提供が可能になったのである。これに関して、例えばバーデン＝ビュルテンベルク州の農地整備25周年記念冊子では次のように記されている（Ministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Umwelt Baden-

Württemberg 1979)。「景観保全に関する付随計画に伴う道路及び水路計画」は、変化に富み、生態学的に健全な景観を保全するために、①その立地に適した土地利用、特に限界収穫畠を護ること、②気候改善機能・土壤・侵食などを保護（防止）するための処置、③湿地帯、樹木・灌木帯、生け垣、畠の独立樹などのように生態学的、景観的に価値ある土地を保護し、景観に適して造られた道路や水路網を配置することを全体的構想としている。このような文化景観の維持とそれをもつ保養空間のための農地整備の重要性を記した後に、「保養地整備」に関してページを割いている。それによれば、経営に必要な農道と林道開発は、保養を求める人にも役立つので、必要で目的に叶ったものである限り改良していくこと、そして湖、水辺、森、見晴らし場所などに通じる道を造り、必要に応じて散歩者のための駐車場を造るべきだとしている。さらに、案内板、遊歩道のマーキング、教育の小道、ベンチや休憩所・避難小屋の設置が課題となるとしている。

こうしてドイツでは、76年以降、自然と生態系、また文化景観を重視した農地整備事業が展開されることになり、並木道や生け垣の再生、遊歩道の整備、直線的な人工河川から自然に近い蛇行河川への改修、農地から池や湿地への復元、さらには自然保護地区や景観保護地区の設定など、地域のオリジナルな自然と景観を復元する努力がなされてきた（注2）。

このようにドイツでは、農村地域の自然と景観の保護・再生によって質の高い近自然的農村空間が創造され、美的にも生態的にもアメニティが向上した。そのことによって、1980年代以降、農村が静かで健康的な保養地として新たに認知され、近隣住民あるいは都市住民が保養の目的地として農村を指向したのである。

## 2—2 ドイツにおける保養地（Erholungsland）とは

これまでドイツ語の Erholung を保養と訳して論を進めてきたが、ここで若干ドイツにおける Erholung, Erholungsland (保養地) ないしはそれに関連した事項についてその意味合いを考察してみたい。ドイツでは名所・旧跡地、温泉地、景勝地、動物園・遊園地・レジャーパーク・テーマパークなど含めた意味の日本語の観光地に該当する言葉は Fremdenverkehrsort (観光地、注3) である。しかし、ドイツでは Erholungsland (保養地), Erholungsgebiet (保養地域), Urlaubsort (休暇地), Feriengebiet (休暇地域), Ferienziel (休暇地) などが多く使用されており、これらを観光地・観光地域、レクリエーション地域と日本語訳すると誤解を生ずる恐れがあるからである。

独独辞典の『DUDEN』によれば Erholung は、「Zurückgewinnen von Gesundheit und Leistungsfähigkeit」とあり、訳せば「健康と能力を取り戻すこと」となる。『独和大辞典』(小学館)によれば Erholung は「元気回復；休養、骨休み、保養、静養」の訳語が与えられ、心理学的にはレクリエーションであるとしている。Erholung をレクリエーションと訳している場合があるので、英語の recreation を見てみると、『新英和大辞典』(研究社)では「気晴らし、娯楽、休養、保養、レクリエーション；(元気の)回復した状態」とあり、娯楽の訳語が加えられている点が異なる(注4)。

さて、Erholung はまさに元気・健康回復であり、Werktag (就業日) の疲れを取り、休養・保養するすることが目的である。そのためドイツの都市近郊には、近隣保養地 (Naherholungsgebiet) あるいは週末保養地 (Wochenendeerholungsgebiet) があり、1年の元気回復のためにウアラウブ (Urlaub) やフェーリエン (Ferien) (注5) として数週間の休暇を取ることが認められており、その目的地として Urlaubsort, Feriengebiet など

の Erholungsor が北海やバルト海沿岸、あるいはアルプス山麓などに立地しているのである。Erholungsor (保養地) は自然的・文化的景観に魅力があり、気候に恵まれた場所に形成されており (Leser 1997)，そこには中・長期滞在者用のホテル、ペンション (民宿)，休暇者用アパート，農家民宿などの宿泊施設やレストランがあり、河岸や川辺あるいは森の散策路，Liegewiese (休息・日光浴用の芝生，注 6)，スポーツ施設などが整備されている。こうした施設は、保養者・休暇者が元気回復のために主体的に行動するための施設であり、観光産業依存の発想とは全く逆である (石井 1990)。このようにドイツの保養地は、観光産業主体の娯楽・遊技施設で休暇を過ごす人の多い日本型の観光地と異なるのである。それゆえ Erholungsor を観光地・レクリエーション地と訳すと、ドイツの保養地の正確な姿を伝えることができないので、ここでは保養地としておく。

### 3. アスベルク村の農地整備と村落再編 (注 7)

#### 3-1 アスベルク村の概要

ミュンヘンから北へ約140km、ニュルンベルクから西南に約40km に位置する行政村としての Gemeinde Absberg (ゲマインデ・アスベルク，以下 G. アスベルクと略す) はアスベルク、カルベンシュタインベルク (Kalbensteinberg)，イーゲルスバッハ (Igelsbach) の 3 つの村からなり，2002年現在，人口は1,355人の小さな行政単位である (図 1)。その中心集落であるアスベルク村は、フランケン地方の最も古い貴族の居住地であり，周辺の農地よりやや高い丘陵の尾根部 (標高460m) に集落が形成されている。

アスベルクの人口は長いこと停滞の傾向にあり，とりわけ1961年から

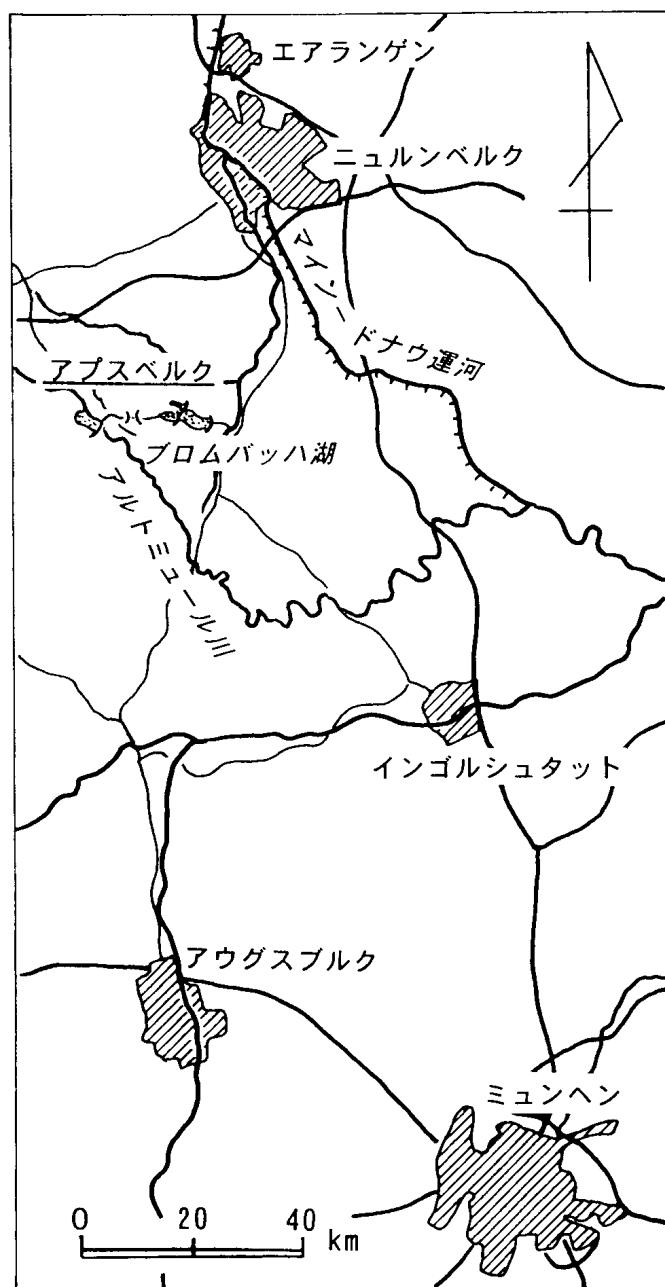


図1 アスベルクの概略図

73年までは出生減と流出で約100人の減少があった。しかしその後は増大に転じ、80年代後半の740人から2002年12月には844人となった。ちなみにG.アスベルクも1993年の1,220人から2002年の1,355人に増大している。これは後述する保養地開発による経済的発展の影響と思われる。G.アスベ

ルクは経済的には、隣接した人口約50万のニュルンベルク都市圏と関係をもっている。

アスベルクは70年代初期まで、就業人口の42%が第1次産業であったことからも分かるように、農業と林業に特徴づけられた村であった。21戸の専業農家、11戸の第1種兼業、40戸の第2種兼業農家が生産の不安定な緩やかな傾斜をもった農地で経営していた。そのうちの29戸の農家が35haの面積でホップを耕作していた。しかし、ホップ価格の下落によって農家の収入は大きく落ち込んだ。住民の平均収入の低さは、とりわけこの村の建物に示されており、大部分の家屋が荒れ果てていた。当時、建物の65%が1900年以前のものであり、10%が1950年以前のもの、25%がその後に建てられたものであった。村外への移住者の存在が示していたように、アスベルクは将来のチャンスの乏しい村であったのである。

### 3—2 農地整備・村落再編事業の経緯

農業に活路が見いだせないでいたアスベルクにチャンスをもたらしたのは、マイン・ドナウ運河開削に伴って必要とされた導水システム事業であった。マイン・ドナウ運河はライン川流域とドナウ川流域の分水嶺を結びつけて、船の航行を可能にしようとするものであるが、ライン流域のレドニッツ川は乾燥季には水量が乏しく問題があった。そこで水量を補うために、ドナウ川流域の水を導水路と調整のための人造湖を造って、運河に導水する大規模な導水システムが計画されたのである。

この計画に基づいてアルトミュール湖(1985年完成)、イーゲルスバッハ湖(1985年完成)、小ブロムバッハ湖(Brombachsee 1985年完成)、大ブロムバッハ湖(1999年満水)、ローテ湖(1995年完成)の5つの人造湖が造られた。これらの人造湖はドナウ・マイン運河への導水の他、アルトミュー

ル川流域で夏に発生していた洪水の軽減、人造湖の保養利用、ビオトープの再生などの機能をもつことになった。特にこの5つの人造湖の誕生によって、この地域は、後述するように、「新フランケン湖水地方・Neue Fränkische Seeland」と呼ばれるようになり、近郊保養地域として人気が高まっていくのである。

さて、G. アスベルクの行政区域の一部にイーゲルスバッハ湖、小プロムバッハ湖、大プロムバッハ湖が建造された。この3つの人造湖を合わせた面積は、 $12.1\text{km}^2$ あり、栃木県の中禅寺湖( $11.8\text{km}^2$ )に匹敵する大きさである。大プロムバッハ湖はライン川流域に築造されたものであり、分水嶺を水路とトンネルによって越えて導水されたアルトミュール湖（ドナウ川の支流であるアルトミュール川を堰き止めて造られた人造湖）の水を一時的に貯留し、必要に応じてその水をレドニッツ川に供給するという任務をもたされた。しかし、水の供給は季節的変動をもつため、最大供給時には湖面の水位は7.5m低下することが予測された。湖面の低下は、緩やかな湖岸斜面に一時的な乾燥をもたらすことになり、生態的にも景観的にも、また観光の観点からも問題が生じることが予想された。そこで、プロムバッハ湖の上流部2カ所に堰を設けて前ダム湖を造り、湖面の水位を安定させてその解決を図ろうとした。それによって生じた湖が小プロムバッハ湖といーゲルスバッハ湖である。特に前者は湖岸の一部と水域が活動的な保養目的に利用されたのに対し、後者は水域・湖岸のビオトープを創造させて自然保護地域（注8）とするなど、静かな保養地としての性格がもたされた。

ところで、プロムバッハ湖とその付帯施設の建設のため、アスベルク村の農民は約600haの農地・森林を手放さなければならなかった。当初はこの建設に反対もあったようだが、ドイツではアウトバーン、空港、運河な

ど大規模な土地収容を必要とする公共事業では、農地整備事業と組み合わせて実施されるので(大規模公共事業関連農地整備事業)，アスブルクもこれを機会に農地整備と村落再編を同時に行い，合わせて湖岸の保養地形成を行うことによって村の再生・刷新を図ることになったのである。農家や地元住民は、それによって民宿経営やレストラン経営、その他の保養施設での雇用など経済的効果が期待できたからである。

この一連の導水システムの建設によって2,600ha の農地・森林を失った関係ゲマインデは、図2のように3つの集団農地整備組合を作り、事業を開始した。アスベルク村は14の参加組合からなるブロムバッハ湖集団農地整備組合 (Gruppenflurbereinigung Brombachsee) に加わった。この事業では、本来の農地整備と農業構造の改善の他に、村落再編、自然保護と

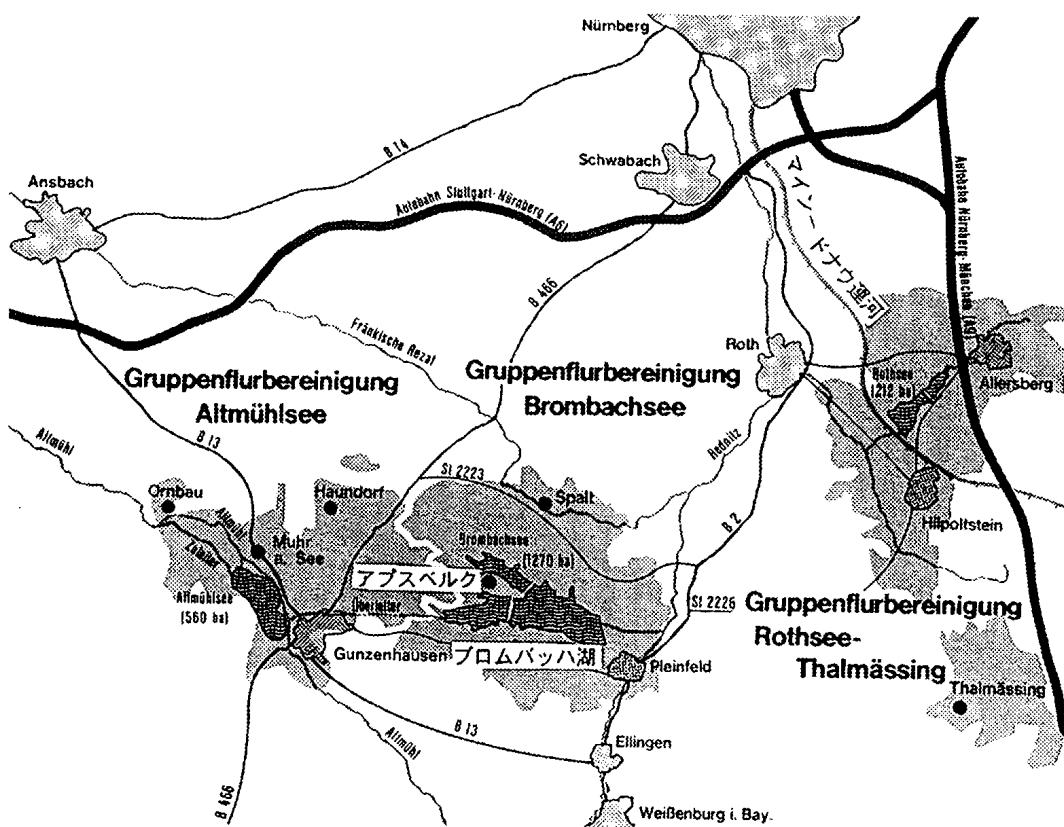


図2 アスベルクとその周辺の農地整備組合

景観保全、余暇・保養事業の促進などに重点がおかれた。これによりプロムバッハ湖に面するアスベルクは純農村地域から週末保養地域へと変貌していくのである。

### 3—3 アスベルクの村落再編

ドイツにおける Dorferneuerung (村落再編) と称するこの事業は、道路の拡幅や建物の整備など農村集落の構造的再編成を目的としたものであるが、80年代以降は集落の景観と生態系を重視して再編が行われている。村落再編のコンセプトは、ノルトライン・ウェストファーレン州で発行した『農地整備と農村再生1990—生態学的バランス』(横山 1993, 74p) に「自然是集落の入口で止まっているからである。生け垣、小川、道の縁取りは村の中まで導かれており、そこで果樹草地、農家の庭、池などと結ばれているからである」と記されているように、新しい農地整備事業においては農村空間の自然と景観の保護・再生を、農村集落まで含めて行うということなのである。ちなみに同州では、1982年から1989年までに合計3,458件の村落再編事業に対して112百万 DM (日本円にすると約70億円) の補助金で援助したという (横山 1993, 74p)。

さて、集落の伝統的な文化・歴史的景観の保全と近い将来の湖岸水浴場・観光保養地の中心地としてのアスベルクの重要性から、村落再編にあたっては以下の目標を据えた。

まず、典型的なフランケン地方の街村構造の保全を強化すること、視覚的に魅力のある建物や記念物として保護に値する建物や木骨構造、多様性のある構造・形態 (モルタルや石造正面など) と道路に面したその配列を保持・改善することである。例えば、この集落において特徴的建物は、ホップ栽培で繁栄をしていた時代を表現している高い切妻式の砂岩からなる民

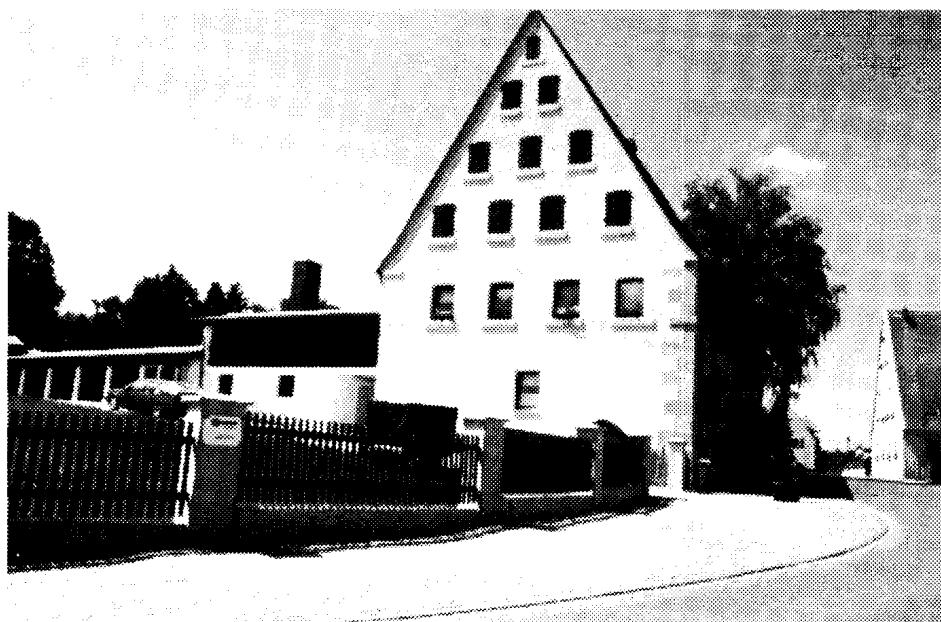


写真1 修復されたアプスベルクの切妻様式家屋  
(Yokoyama 2001. 7. 2)

家であるので、この砂岩からなる建物の正面、屋根、次の間 (Vorraum)などを修復し、文化遺産建造物として保存した（写真1）。

街道に面している荒廃していた空地は、この街村形態に合わせた新しい建物によって埋めること。また、記念物保護の観点を考慮しながら、農家の住居や農業施設の最新化と拡大を図ることとした。以前の集落道路は悪い状態であり、道路空間とそれに面した荒れ果てた建物の実態は、決して人を招待できるものではなかったという。その改善を図るものであり、それと同時に農業と保養のために新たに造られた環状道路と農家を結ぶ出入り口も設けられた。

村の中央を通る街道には、歩道、駐車場スペース（写真2）、バス停を設け、地域像に調和した植栽を行うこと。東部の三叉路に位置するドイツ騎士修道会の古い城と教会の前の広場を新しく整備し、泉（水場）を設置するなど集落の中心としての機能を強化させること。

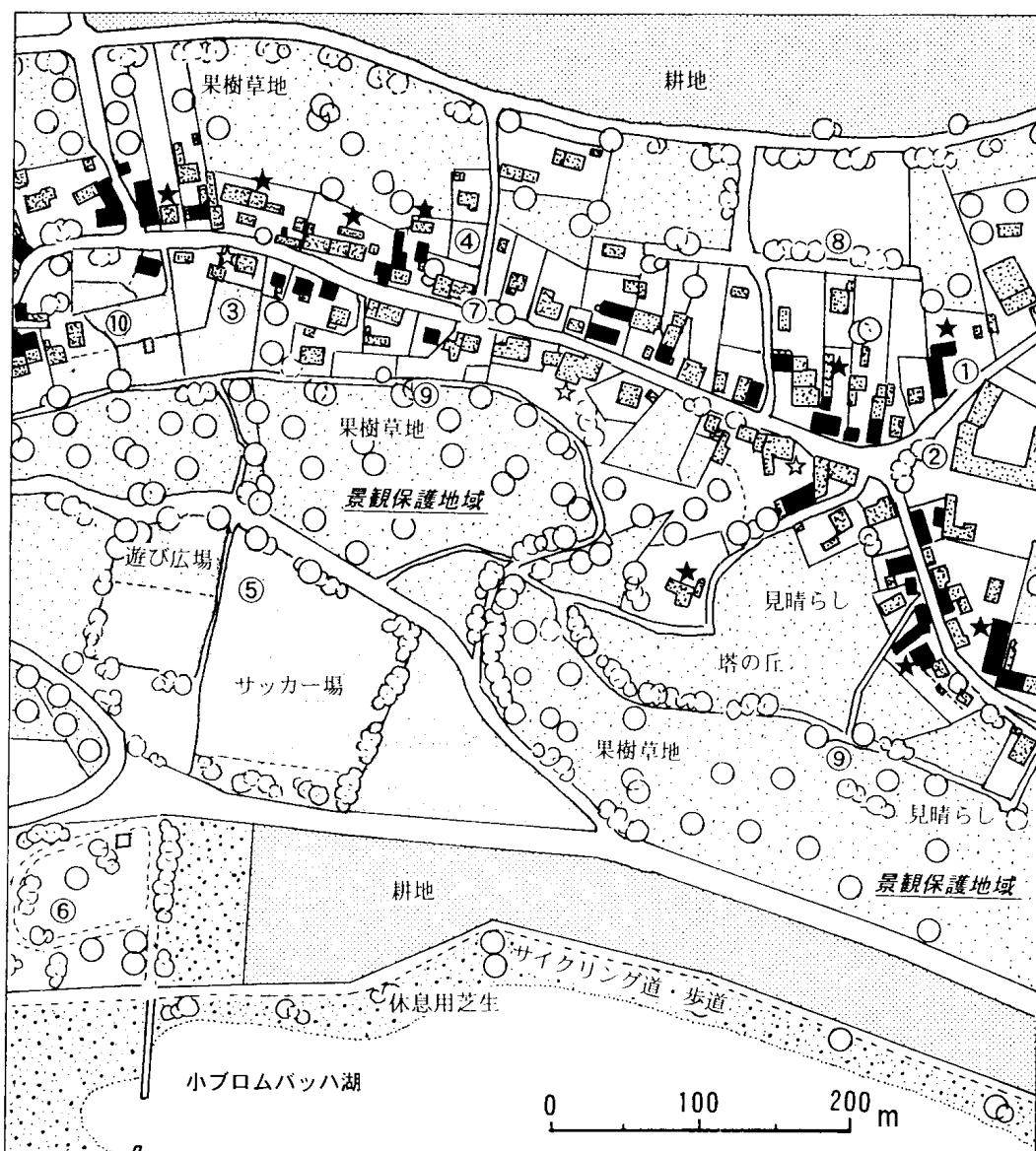
以上その他、将来予想される保養客のためのインフラ整備やレストランや



写真2 改造されたアプスベルクの集落  
(Yokoyama, 2001. 7. 2)

余暇施設などの整備も目標にあげられており、村民公園、墓地、スポーツ広場、駐車場、遊歩道などが新設ないしは拡充されている。さらにプロムバッハ湖を見渡すことのできる南斜面の遊歩道には休息用ベンチが設けられ、斜面は果樹と草地を組み合わせて開放的にし、景観保護地域として指定されている。ここで生産される果樹は、生産・販売が目的だけではなく、野性の鳥類や小動物の食料とするものであろう。村の生態系を豊かにするための果樹草地(Obstwiese)は、今日多くのドイツの農村で見ることができる。

このようにアプスベルクの村落再編では、村落機能の効率化を図りつつ、歴史・文化的遺産を保全し、美的景観の創造を図った。また、後述するように民宿、農家民宿などの新改築も村の景観に調和するようになされたこと、さらに景観保護地域を新たに設定するなど、景観的に魅力のある保養地としての機能も充実させた(図3)。



- ①村道・歩道・駐車場・バス停の設置、植栽
- ②城と教会の前-造形と緑化、泉・案内板の設置
- ③市民公園-歩道・遊び場・ベンチ・泉の設置、常林署の修復
- ④駐車場-公共・地区内利用目的
- ⑤中心スポーツ場ースポーツ・球技・遊び広場（駐車場付）、村から湖までの歩道と緑化
- ⑥小プロムバッハ湖に面した保養地-駐車場仕立ての緑化された自家用車用駐車場、キヨスク、トイレ、休息用芝生、水浴場
- ⑦道路空間と建物正面の造形-正面の修復
- ⑧環状道路-継続する農家の後方開墾と休暇アパート（農家で休暇を）のため
- ⑨上の遊歩道-展望場所と休息用ベンチの設置、果樹による植栽
- ⑩墓地-拡幅と新しい入口の設置

(注: ■ は村の特徴を示す建物。★はペンション・農家民宿。☆は飲食店。)

Flurbereinigungsdirektion Ansbach (1990) をもとに横山作図

図3 アスベルクの村落再編

## 4. アスベルクの農地整備と自然保護・保養地開発

### 4-1 農地整備事業と自然保護

1970年代後半からのドイツにおける農地整備の目的の一つは、整備地域の自然と景観の保護、あるいはビオトープの保護・創造である。特にアスベルクの農地整備事業では、大規模な人造湖の建造によって失われた自然との均衡を図るために、整備地域における自然保護に大きな配慮をしている。

この事業に際し、種とビオトープを保護・創造するべき重要な地域として、小プロムバッハ湖に注ぐプロムバッハの谷(8ha), 小プロムバッハ湖の南岸(45ha), イーゲルスバッハ湖(25ha), そしてアスベルク集落の西の斜面(6.6ha)を指定し、自然を保護することとした。これらの地域選定には、多様な動植物の種を保護することを目的とし、異なった性質のエコシステムを形成している地域を対象としている。例えば自然保護地域に指定されたプロムバッハの谷はハンノキ属の植生に被われ、数10年使用されていない古い養殖池をもつ地域であり、小プロムバッハ湖の南岸は多様性に富んだ植物から構成されている針・広混交林地域、そしてアスベルク集落の西の斜面は古い果樹園が放棄されて半乾燥草地となっていた地域である(写真3)。ここでは、2年に1回程度の刈り取りを行い、半乾燥草地としてのビオトープを管理している(2001年7月の現地調査による)。

また、谷を堰き止めて造られた人造湖であるイーゲルスバッハ湖は、前述したように季節的な湖面水位の変動をなくすよう調節されており、自然が失われた周辺地域の生態的均衡を図り、自然保護に寄与するために指定された地域である。特にイーゲルスバッハが湖に注ぐ付近は湿地のビオ

トープと水域のビオトープを合わせて自然保護地域に指定された（写真4・5）。



写真3 半乾燥草地のビオトープ  
(Yokoyama, 2001. 7. 2)



写真4 湿地のビオトープ  
(Yokoyama, 2001. 7. 2)



写真 5 水域のビオトープ

(Yokoyama, 2001. 7. 2)

こうしたビオトープの保護・創造によって、この地域の種の多様性が見られるようになった。例えば、イーゲルスバッハ湖と半乾燥草地ビオトープにおける鳥類調査では、114種の鳥類が観察され、そのうち51種は湖での抱卵が確認された。そして貯水完了後は、この数がさらに増大したという。また、「絶滅危惧種」のカンムリカツブリ、タシギ、ハッコウチョウ（有棘）、モズ（背赤）などの産卵地域として地域的に重要なとなった。

このように、ドイツにおける現在の農地整備事業では、動植物の生活の場であるビオトープが保護・創造されることによって、種の多様性と数の増大が確実に図られている。またそのために、人間の居住地域あるいは耕作地に隣接した地域が自然保護地域に指定されていることが大きな特徴である。それがたとえイーゲルスバッハ湖のような人造湖や人工的に再生された河川沿岸であっても指定されるのである（横山 1995）。

#### 4—2 農地整備事業と保養地開発

アスベルク村の農地整備事業の大きな特徴は、ドナウ・ライン水系導水事業に伴って建設されたプロムバッハ湖を活かした保養地、湖岸保養地域の開発が行われたことである。この開発は、人造湖建造などによって土地を失った農民、あるいは農業経営の悪化した農民などを含め観光・保養産業に新たな活路を見いだそうとした地域住民にとっては、必然的な要求であった。特にアスベルクは小プロムバッハ湖とイーゲルスベルク湖に接しており、開発の恩恵を受ける好都合の位置にあったからである。

この事業計画に沿って1983年には、バイエルン州政府が、保養地開発の鑑定と観光マーケティングを実施しているが、その結果はアスベルクには最大1日2万人の入込者があるものと予測している。

さて、湖岸の保養地域は、アスベルク集落の南、小プロムバッハ湖に半島状に突き出た25haの地域が指定された。ここには必要な衛生設備を伴った湖水浴場（写真6）、日光浴のできる芝生（Liegewiese）、ヨットとボートの桟橋と停泊施設、ハンドボール・バレーボール・バドミントンコート、ローラースケート場、オートキャンプ場（写真7）、テント用芝生、全天候広場と子供遊び広場などの他、キヨスク、トイレ、駐車場などの設備が造られた。芝生には湖の水を使用して管理しているので、夏の長い乾燥期も緑を保つことができるという。Hopfinger (1998)によれば、ここに設置されたテント用芝生は、首尾一貫して環境に配慮されており、「Öko-Audit」の認証を取得したEUで最初のキャンプ場である。

この半島の景観計画では、開発前から存在していた森林や立ち木を保護し、それを活かしている。なかでも半島南岸に約700m続く広葉樹の低木を伴った松林は、景観美のみならず、訪問者に日陰を提供するものとして維持された。また、半島全域で750本の高木と11,500本の低木が植栽され、公



写真6 小プロムバッハ湖岸の水浴場  
(Yokoyama, 2001. 7. 2)



写真7 湖岸のキャンプ場  
(Yokoyama, 2001. 7. 2)

園としての体裁を整えた。

半島全体の土地購入を含めた開発費用は1千万DMを越えたが、連邦と

州が約9割を補助したので、地元の受益団体(Zweckverband Brombachsee)は約1割の負担で済んだ。そして、事業完成後には、その施設は受益団体の所有となり、施設にはアスベルクの住民が雇用されている。

さらに、小ブルムバッハ湖とイーゲルスベルク湖を巡る周遊の歩道・サイクリング道が整備された。前者は活動的な保養が楽しめる地域であり、後者は森・水辺・湿地などの自然保護地域での静かな保養をすることのできる地域である。それらを結ぶことによって、多様な保養・余暇活動が可能な地域となったのである。

一方、アスベルク集落では、村落再編によってアメニティが向上し、民宿・農家民宿、レストランが新たに立地した。例えば、アスベルク集落における宿泊者用ベット数は1978年の23から88年には158となり、レストラン・カフェーの座席数は同じく110から650に増大している。また、2001年度のアスブルク保養地カタログ(Urlaubskatalog 2001)には、レストランを兼ねたホテル(Gasthof)・ペンションが4軒、休暇用アパート(Ferienwohnung)が54軒登録されている。その中で農家の経営(Bauernhof)は11軒である。このように、アスベルクは週末保養地あるいは長期保養地としての性格をもつようになった。

#### 4—3 新フランケン湖水地方の観光動向

Hopfinger (1998) の調査によれば、G. アスブルクを含めた新フランケン湖水地方が位置するバイセンブルクーグンツェンハウゼン(Weißenburg-Gunzenhausen)郡では、湖が建造される前の1975年には宿泊施設が189カ所、ベット数が1,378であり、宿泊者は16.3万人であったが、1996年には633施設、ベット数5,222、宿泊者は57万人になり、それぞれ3倍以上の増大を示した(表1)。そして、湖水地方では冬シーズンがない

表1 バイセンブルクーグンツェンハウゼン郡における観光の発展

年	宿泊施設	ベット数	宿泊者数
1975	186	1,378	163,000
1980	292	1,921	221,000
1985	475	2,863	272,857
1990	551	3,385	380,374
1996	633	5,222	570,917

(Hopfinger 1998)

表2 バイセンブルクーグンツェンハウゼン郡における休暇者の発地（1996年）

発 地	割合 (%)
バーデン・ビュルテンベルク	30.5
ノルトライン・ウェストファーレン	17.7
バイエルン	17.3
ヘッセン	12.9
ラインラント・ファルツ	7.3
旧東ドイツとベルリン	7.2
北ドイツ	4.5
その他のドイツ	1.9
外国	0.7

(Hopfinger 1998)

にも拘わらず、1996年の客ベットは平均109日稼働しており、バイエルン州の平均87日を凌ぐ値となっている。1996年の保養者の発地（居住地）を見てみると（表2），隣接したバーデン・ビュルテンベルク州が30.5%，ルール工業地帯をもつノルトライン・ウェストファーレン州が17.7%で、地元のバイエルン州は17.3%で第3位となっている。その他、北ドイツや旧東ドイツからの宿泊者も合わせて約12%に達する。このことは、近隣保養地・週末保養地からドイツ国内の Ferienziel（休暇目的地）としての機能ももつほどの保養地になったことが伺われる。ただし、日帰り客の統計がないので正確な把握は難しいが、駐車場の利用券から推計すると、年に100万人、

好天の夏の週末にはアルトミュール湖だけで少なくとも2万人と推定されており、これらのほとんどは地元のバイエルン州の住民であろう。

Hopfinger(1998)は、この湖水地方が保養地として成功した背景として、3つ理由をあげているので、最後にそれを記しておきたい。

- ① ウアラウプ(休暇)の実態変化：短期の週末旅行の増大ならびに第2・第3のウアラウプを取る傾向が高まったことによって(注9)，フランケン湖水地方のように人口集中地域の近くの恵まれた位置にありかつ設備が整っていること、そして価格も機能も最良の状態である目的地が、ドイツ国内で利益を得るようになった。
- ② 大衆化した余暇スポーツの流行：サイクリングとウィンドサーフィンのような活動的なスポーツは、流行から余暇時間のベストコンデションづくりとして国民の幅広い階層に受け入れられていたが、それに適した行楽地(Ausflugsgebiete)が欠如していた。
- ③ 環境と社会に仲良く付き合うコンセプト：このコンセプトは80年代以降のツーリストの計画実行において一つの鍵の役割が与えられていること、またこれを開発プロジェクト地域ではほとんど無条件に模範的な方法で考慮に入れたことによって、湖水地方は特殊化した需要をもつツーリストブーム(急激に増大している自然に関係したウアラウプ形態〈新遊牧民〉としてのキャンプ、野鳥観察ツーリズム)の恩恵を受けることができたこと(注10)。

すなわち、近年のドイツでは、国民のウアラウプ取得の変化によってドイツ国内の近隣・週末保養地の存在が見直され、サイクリング、ウインドサーフィンやカヌーなど環境に負荷を与えることの少ない健康的スポーツが普及し、さらに環境に優しい観光としてのソフト・ツーリズム(グリーン・ツーリズム)を志向し、その目的に叶った保養地を求める国民が増大

するなど、休暇旅行のあり方が変化してきているのである。環境と景観形成を重視した新フランケン湖水地方の保養地開発は、そのような時流にうまくのることができたのである。

## 5. まとめ

以上のように、アスベルクでは大規模公共事業に伴う農地整備が実施されたが、70年代後半以降のドイツにおいて一般的となった自然と景観の保護に配慮した事業がなされただけではなく、人造湖を活かした保養地開発も合わせて実施されたところに大きな特徴がある。マイン・ドナウ導水システムによって建造された3つの人造湖を含めたこの地方は、フランケン湖水地方 (Fränkisches Seenland) と呼ばれるようになり、農業経営の衰退していたアスベルクは、今日、その中心的な近隣・週末保養地域として新たな発展をしている。このように成功を収めたアスブルクの農地整備と集落再編事業に対して、バイエルン州の食糧・農林省は1990年に特別賞を与えている。

農地整備に合わせて自然保護事業と保養地開発が同時に実施されるという事例は、まだわが国ではほとんど見られないであろう。これは、わが国では連続長期休暇制度がなく、週末保養がまだ一般化していないこと、また農村の緑豊かな保養地で静かな保養をするという志向が乏しいことなどに起因している。しかし近年、日本型グリーン・ツーリズムと称した農村観光が各地で展開してきているが、単に農家体験民宿だけではなく、アスベルクの事例で見たように、農村空間全体が自然的・景観的に魅力をもった保養地として形成されていくことが、今後、求められていくのではないだろうか。

## 注

注1：勝野 1977の訳文の中で使用されていた語句のうち、景観は景観に、自然システムは自然収支に、レクリューションは保養に改めた。なお、2002年3月25日施行の改正法では、「自然と景観は人間の居住・非居住地域に拘わらず、1. 自然収支の能力と機能、2. 自然資源の再生能力と持続可能な利用、3. 動植物を含めた生活の場と生活空間、4. ならびに自然と景観の多様性、個性、美しさならびに保養の価値、永遠に保証するために、保護、保全、展開していかねばならない」と改正されている。さらに第5条（農業、林業、漁業）の第1項は、「自然保護と景観保全の措置においては、自然と景観に調和した農林漁業の特別な重要性が文化景観と保養地景観の維持に対して考慮されなければならない」と規定している ([http://bundesrecht.juris.de/bundesrecht/bnatschg\\_2002/](http://bundesrecht.juris.de/bundesrecht/bnatschg_2002/) によった)。

注2：ノルトライン・ウェストファーレン州では、『農地整備と農村再生1990—生態学的バランス』という冊子を発行している。州がいかに生態系と景観を重視して農村再生を図っているかがコンパクトにまとめられており、参考になる点が多い。横山（1993）はそれを全訳しているので、参照されたい。

注3：Fremdenverkehrsort は Fremdenverkehr（観光）と ort（場所）の合成語である。ただし Fremdenverkehr も Fremden（よそ者・外来者）と verkehr（交通・往来）の合成語であって、簡単には「外来者の往来」を意味する。レーザー編著の『一般地理学事典』（Leser 1997）を見ると、Fremdenverkehr は「住居地、仕事場、定職地でないある場所へ人が旅行すること、ならびに主に長期間その場所で滞在することに関連するすべての現象と作用に対する要約した表現」とある。またその目的は人によって異なること、その例として保養、行楽、教育、会議、温泉旅行、商用旅行をあげている。わが国の「観光地」のイメージは、景勝地、名所・旧跡、スポーツ・遊園地、公園などの意味が強い。

注4：わが国ではレクリエーションを、余暇に行うスポーツやレジャー活動と捉えることが多いが、それは本来の意味の一部である。イギリスと日本のレクリエーションの意味の違いに関しては、小林（1997）の172～183頁に詳しいので参照されたい。

注5：Urlaub と Ferien はともに「休暇」と訳されるが、一般には Ferien は、学校、裁判所、議会などの公共機関における一定期間の休暇を意味する。したがって学校の夏休みは Sommerferien となる。

注6：休息・日光浴用の芝生を意味する Liegewiese は、ドイツの保養地や公園などに一般的に見られる。保養地ではこの芝生にデッキチェアがおかれており、保養者はこれに寝そべってゆっくりとした休暇を取っている、また、保養地の宿泊案内カタログ見ると、ホテル、ペンション、農家民宿などは自らの敷地の中に Liegewiese を備えているところがあり、それを宣伝材料にしている。

注7：3～4章におけるアプスベルクの概要、農地整備、村落再生、自然保護、保養地開発等に関してはFlurbereinigungsdirektion Ansbach (1990) “Flurbereinigung und Dorferneuerung Absberg”を参考にした。

また、人口等の新しいデータはwww.gunnet.de/absberg/zahlen02.htmによった。

注8：「連邦自然保護法」の第13条の自然保護地域の規定によれば、「自然保護地域は、法的拘束力をもって決められた地域であり、その地域内においては自然及び景観の一体的なもの、ないしは個々の部分を保護するための以下のことが要求される」とあり、それは、「1. ある特殊な野生生物の特定な生物共同体を保存すること。2. 科学的・自然史的・地誌的基礎に基づいて保存すること。3. 動植物の希少性、優れた美しさなどにより保存すること。4. 自然保護地域やその構成部分の破壊・損傷・変更、ないしは結果的に破壊に至らしめるようなあらゆる種類の人間の行為は、それぞれに関連した条文にあわせて禁止する。行為は、保護の目的によって、許容される範囲内にある場合、一般の自然保護地域において行うことが可能である。」と規定されている。

また、同法15条には景観保護地域に関する規定があるので、それも参考までに記しておく。第1項：景観保護地域は法的拘束力をもって決められた地域であり、その中では自然や景観の特別な保護が換求される。1. 自然システムの能力や、自然資源の活用性の保存及び復元。2. 景観像の個有性・美しさ・多様性。3. 保養のための特別な意義。第2項：ある景観保護地域において、この法律の第1条第3項の注意事項や規定に照らし合わせ、景観保護地域の性格を変えたり。特定の保護・目的に逆行するような種類の行為を禁止する（勝野 1977）。

なお、自然保護地域内及び景観保護地域では、義務を遵守する限りにおいて、農林業利用が可能である（Leser 1977）。

注9：ドイツでは一般に年に約6週間のウアラウプ（連続休暇）を取るが、最近では3～4週間の夏季をメインとした第1の休暇を取り、残りを冬季の1～2週間の休暇、さらに1週間の農村などの休暇を取るといった傾向が見られる。

注10：自然保護・景観保全計画、保養地開発とスポーツの関係はBaumann 1991, Bentrup 1991, Gerß 1991, Rembierz 1991, Stanz 1991などに詳しく述べられている。

## ＜参考文献＞

石井素介 (1990)：“いのちの場”を尊ぶ西ドイツの田園レクリエーション。現代農業9月増刊号, 96～100。

勝野武彦 (1977)：西ドイツの自然保護・景域保全法について。応用植物社会学研究, 6号, 43～53。

- 勝野武彦 (1989) : 農村における自然環境保全。造園雑誌, 52-3, 215~221。
- 小林章夫 (1977) : 『田園とイギリス人—神が創りし天地で』。NHKブックス, 804, 222p。
- 農村開発企画委員会 (1980) : 『西ドイツの農地整備』。海外農村開発資料, 第9号, 44p.
- 農村開発企画委員会 (1985) : 『西ドイツの農村整備(3)』。農村工学研究, 第38号, 119 p.
- 横山秀司(訳) (1993) : 「農地整備と農村再生, 1990年」(ノルトライン・ウェストファーレン州農地整備局)。『国際的視野から見た都城圏域における農村開発に関する共同研究紀要』(宮崎産業経営大学経済学部), 45~78。
- 横山秀司 (1995) : 『景観生態学』, 古今書院, 205頁。
- Baumann, W. (1991): "Naturschutz und Sport" im Landschaftsplan. LÖLF-Mitteilungen 2, 21~25.
- Bentrup, H.-H. (1991): Landschaftsplanung und Sport. LÖLF-Mitteilungen 2, 14~17.
- Gerß, W. (1991): Naturschutz und Sport. LÖLF-Mitteilungen 2, 36~40.
- Flurbereinigungsdirektion Ansbach (1990) "Flurbereinigung und Dorferneuerung Absberg" 58S.
- Hopfinger, H. (1998): Das "Neue Fränkische Seeland". Geographische Rundschau, 50-9, 508~514.
- Leser, H. (Hrg.) (1997): "DIERCKE-Wörterbuch Allgemeine Geographie". Westermann, 1037 S.
- Ministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Umwelt Baden-Württemberg (1979): "25 Jahre Flurbereinigung in Baden-Württemberg" 98S.
- Rembierz, W. (1991): Erholungsvorsorge und Konfliktbewältigung. LÖLF-Mitteilungen 2, 18~20。

本稿は、平成13~14年度文部科学省科学研究費補助金（基盤研究(C)-2）「景観概念の農業認識への統合とその応用に関する総合的研究」（課題番号：13660221, 研究代表者：横川洋（九州大学大学院農学研究院・教授））による研究成果の一部である。